



	家賃	食費	共益費用	状把生相	水道	1か月のご利用料金
Aタイプ 【約11畳】 トイレ・洗面付 (84室)	38,800円	42,000円	9,000円	5,500円	3,300円	98,600円 【減額を受けた場合】 78,600円~93,600円
Bタイプ 【約12畳】 浴室・トイレ・洗面付 (84室)	56,000円				4,500円	117,000円 【減額を受けた場合】 97,000円~107,000円
CDEタイプ 【約11畳】 シャワー・トイレ・洗面付 (84室)	48,800円				3,500円	108,800円 【減額を受けた場合】 88,800円~98,800円
Fタイプ(夫婦) 【約22畳】 浴室・トイレ・洗面付 (5室)	126,000円	84,000円		11,000円 (お二人の場合)	5,500円	235,500円

※ 食事の喫食・欠食の清算は1日ごと(1,400円)の清算となります。朝・昼・夕ごとの清算は行っておりません。

※ 退居時に原状回復費用が必要となります。 ※医療費、生活必需品代も必要です。

啓正会の家賃減額制度

介護が必要な方や収入の少ない方でもご利用いただけるよう、要介護度または収入のうち、どちらかに応じて家賃を減額する啓正会独自の制度です。

要介護度	自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
Aタイプ	10,000円の減額			20,000円の減額				
Bタイプ	10,000円の減額							
Eタイプ	10,000円の減額			20,000円の減額				

月額収入	生活保護受給者	年金受給額が 月額10万円未満	年金受給額が 月額10万円以上12万5千円未満
Aタイプ	5,000円の減額	20,000円の減額	10,000円の減額
Bタイプ	20,000円の減額	10,000円の減額	
Eタイプ	13,800円の減額	20,000円の減額	

※ 減額制度は要介護度と月額収入との併用はできません。

※ 生活保護受給者の場合、月額収入での減額制度が適用となります。

- 家賃の減額制度が適用となるのは、海側を除くベランダの付いていない居室のみとなります。
- 要介護度で減額を受けようとする場合には介護保険証の提示が必要です。
- 収入で減額を受けようとする場合には所得証明書及び年金が振り込まれる通帳のコピー1年分が必要です。また必要に応じて、こちらが指定する必要書類をご準備いただく場合があります。さらに虚偽の申告が発覚した場合には、遡って全額を返還いただきます。